

私立学校におけるいじめ重大事態  
対応マニュアル

神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部  
私学振興課・青少年課  
令和8年3月25日

# 目 次

はじめに	1
1 法に規定する「いじめ」とは	2
2 いじめ発生時の学校いじめ対策組織の役割	3
3 重大事態とは	4
4 重大事態の取扱い上の留意点	6
5 重大事態が発生した際の対応フロー	7
6 重大事態発生時等の県への報告	8
7 重大事態の調査主体及び調査組織について	9
8 事実関係を明確にするための調査の実施	11
9 対象児童生徒・保護者への説明	12
10 関係児童生徒・保護者に対する説明等	14
11 県への報告、公表等	15
【県様式1】 いじめ重大事態の発生報告書	16
【県様式1】 記載例	17
【県様式2】 いじめ重大事態調査の開始に関する報告書	18
【県様式2】 記載例	19
【県様式3】 いじめ重大事態の調査報告書について	20
【県様式3】 記載例	22
【別添1】 いじめ重大事態に係る申立て	24
【別添2】 アンケート（小学生 中・高学年用、中学・高校生用）	26

## はじめに

「私立学校におけるいじめ重大事態対応マニュアル」は、いじめ防止対策推進法第 28 条に定める「重大事態」が、本県の私立学校において発生した際、私立学校の設置者又はその設置する学校及び県がとるべき措置等を定め、「重大事態」に係る対応を迅速かつ適正に実施できるよう整理したものである。

本マニュアルの内容及び解釈等は、「いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）」、「いじめの防止等のための基本的な方針（平成 25 年 10 月 11 日文科科学大臣決定、平成 29 年 3 月 14 日最終改定）」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成 29 年 3 月文科科学省策定、令和 6 年 8 月改訂）」及び「神奈川県いじめ防止基本方針（平成 26 年 4 月神奈川県策定、平成 29 年 11 月改定）」等に基づくものである。

本マニュアルは、いじめ重大事態に対する平時からの備えや重大事態調査の実施等に当たり、特に必要と認められる事項や留意事項をまとめたものであり、実際の対応に当たっては、法、国の基本方針、ガイドライン等をよく確認した上で対応すること。

なお、各学校においては、重大事態が発生した際に適切な対応をとることができるよう平時から備えておくことが当然に求められるところ、そもそも、いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組むことが極めて重要であることは言うまでもない。

本マニュアルに頻出する用語は下記のとおり。

- 法・・・・・・・・・・いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）
- 基本方針・・・・・・・・・・いじめの防止等のための基本的な方針（平成 25 年 10 月 11 日文科科学大臣決定、平成 29 年 3 月 14 日最終改定）
- ガイドライン・・・・・・・・・・いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成 29 年 3 月文科科学省策定、令和 6 年 8 月改訂）
- 調査主体・・・・・・・・・・学校の設置者又はその設置する学校
- 再調査・・・・・・・・・・神奈川県知事が、法第 30 条第 2 項、第 31 条第 2 項に基づいて行う調査
- 第三者委員会・・・・・・・・・・調査組織の構成員が全て第三者で構成されている調査組織
- 対象児童生徒・・・・・・・・・・“いじめにより重大な被害が生じた”疑い又は“いじめにより不登校を余儀なくされている”疑いがある児童生徒
- 関係児童生徒・・・・・・・・・・いじめを行った疑いのある児童生徒その他当該重大事態に何らかの関わりのある児童生徒
- いじめを行った児童生徒・・関係児童生徒のうち、調査の結果、いじめを行ったことが明らかになった児童生徒
- 他の関係児童生徒・・・・関係児童生徒のうち、いじめを行った児童生徒以外の児童生徒
- 事案・・・・・・・・・・重大事態に関わる出来事、いじめ（疑いを含む）の総称
- ※ その他、上記にない用語の定義については、法及び基本方針で定められたとおりとする。

# 1 法に規定する「いじめ」とは

根拠法令	法 基本方針	・第2条 ・P4
いじめの定義	<p>【法第2条第1項】 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が<b>心身の苦痛を感じているもの</b>をいう。</p>	
法の禁止	いじめは <b>法で禁じられている</b> 。（法第4条）	
法の定義で判断	<p>・法のいじめ定義は非常に広い。<b>児童等が心身の苦痛を訴えた場合、ほぼあらゆる行為（不作為を含む）がいじめに該当する可能性があり、組織的な調査が必要となる。</b></p> <p>・法、基本方針、ガイドラインは<b>インターネットで容易に閲覧可能</b>で、対象児童生徒と保護者は、それらに即した調査を求めるケースが非常に多い。</p> <p>・<b>何らかの理由を付け、安易に「いじめではない」と判断することは法の基本理念に反し、事態を深刻化させる</b>ことにもなり、あってはならない。</p>	
判断上の留意点	<p>・冷やかしやからかい、いじりなどの行為もいじめになる。<b>「児童生徒の通常の遊び・冗談の範囲内であり、いじめではない」と</b>いった判断を行い、<b>事態が悪化</b>した事例がある。</p> <p>・しばしば、<b>教育者としての中立的な立場から、いじめの判断を保留したり、「自分で乗り越えることも大切だ」と児童生徒にアドバイスしたり、自主的な解決を促す事例が散見される</b>が、法等は児童生徒の安全を確保して、速やかにいじめを認定し、調査することを求めている。</p> <p>・いじめを受けた児童生徒が笑っていた、ギャグだった、と証言されることが多いが、いじめとしない理由にはならない。<b>いじめを受けた児童生徒の態度や、いじめを行った児童生徒の認識は、いじめの判断に関係しない。</b></p> <p>・いじめを受けた児童生徒に何らかの「落ち度」（過去にいじめをした、不法行為があった、不真面目だった等）があることで、いじめではないと判断してはならない。<b>「いじめられても仕方ない」児童生徒は存在しない。</b></p> <p>・正義感からした注意や、好意からした行為も、いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じた場合はいじめとして扱う。また継続性も関係なく、1回の行為でもいじめになる。<b>ささいな行為が、重大な結果を招いた事例がある。</b></p> <p>・いじめは刑事事件や、民事的な不法行為かどうかを争われる場合も多いが、<b>刑法の罪や民事の不法行為でなかったとしても、法の「いじめ」には該当する。</b></p> <p>・なお、いじめを受けた児童生徒の中には、いじめられている、と認める事の心理的負担が大きく、「心理的な苦痛を感じていない」と主張する事例もある。その場合も、いじめが疑われる客観的な状況がある場合は、いじめを認定する必要がある。</p>	
平時からの備え	<p>・<b>年度初めの職員会議や教員研修等の実施</b>により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、<b>いじめとは何か、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきか認識しておくこと</b>が必要である。</p> <p>・「学校いじめ防止基本方針」をホームページ等で公表するとともに、定期的な見直しを実施すること。</p>	

## 2 いじめ発生時の学校いじめ対策組織の役割

根拠法令	<p>法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第22条、第23条、第24条</li> </ul> <p>基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・P26～28、P30</li> </ul>
組織的対応が重要	<p>・学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、「学校いじめ対策組織」に情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。</p> <p><b>・いじめの防止や有無の確認、対応は、教職員個人ではなく、学校いじめ対策組織で行うことが法律上義務付けられている</b>（第16条、22条、23条、28条等）。教職員個人で「これはいじめだ、いじめじゃない」と判断するのは法に反している。教職員個人で抱え込んだ結果、事態が深刻化するケースも見受けられるため、避けなければならない。</p>
学校いじめ対策組織	<p>・「学校いじめ対策組織」は、法第22条に基づいて、全ての学校に設置され、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される。</p> <p>・学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うための中核となる常設の組織である。</p> <p>・法第23条第2項に基づいて、<b>いじめの疑いがある場合の調査等を行い、重大事態の申立てがあった場合の確認等の役割を担う。</b></p>
申立てがあった場合	<p>・児童生徒や保護者から<b>いじめの申立て</b>があった場合には、<b>学校いじめ対策組織において、必要な聴き取りやアンケート調査を行い、いじめの有無を確認する</b>ことが求められる。</p> <p>・児童生徒や保護者から<b>重大事態の申立て</b>を受けたが、学校が児童生徒への<b>いじめの事実等を確認できていない場合</b>には、児童生徒の<b>保護、児童生徒の心のケア、必要な支援</b>を速やかに行い、必要に応じて、まず、「<b>学校いじめ対策組織</b>」による調査を実施し、<b>事実関係の確認を行う。</b></p>
学校いじめ対策組織の調査と重大事態調査の関係	<p>基本方針やガイドラインでは、</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>「学校いじめ対策組織」の調査によりいじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態に該当した場合、そのみでは「重大事態の全貌の事実関係が明確にされた」とは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もある。その際、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、「<b>学校いじめ対策組織</b>」が行った<b>調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うことが求められる。</b>ただし、「<b>学校いじめ対策組織</b>」の調査が、<b>事実関係の全貌が十分に明確にされた</b>と判断できる場合、「<b>重大事態</b>」の調査として取り扱い、再発防止策の検討等を行うものの、新たな調査を行わないことも考えられる。</p> </div> <p>としている。</p> <p>実務上「学校いじめ対策組織の調査結果」を「重大事態の調査」として取り扱う場合は、<b>対象児童生徒・保護者に丁寧な説明を行い、理解を得ることが必要</b>であり、対象児童生徒・保護者から、「重大事態の調査を求めているのに、学校が対応してくれなかった」等、<b>事後に齟齬が生じないようにすること。</b></p>
結果の説明	<p>「学校いじめ対策組織」が調査した結果、<b>いじめの事実関係が確認できなかった場合は、その旨を対象児童生徒・保護者に丁寧な説明を行い、理解を得ること。</b></p>

### 3 重大事態とは

根拠法令	法	・第 28 条
	基本方針	・P31～32
	ガイドライン	・第 4 章 重大事態を把握する端緒
重大事態の定義	<p>【法第 28 条第 1 項】</p> <p>学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>いじめにより当該学校に在籍する児童等の<b>生命、心身又は財産に重大な被害</b>が生じた疑いがあると認めるとき。</li> <li>いじめにより当該学校に在籍する児童等が<b>相当の期間学校を欠席</b>することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。</li> </ol>	
<p>重大事態として対応をする事案</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p><b>重大事態調査が義務付けられている</b></p> </div>	<p>1</p> <p>第 1 号に規定の「<b>生命、心身又は財産に重大な被害</b>」について <b>対象児童生徒の状況に着目して判断</b>する。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒が自殺を企図した場合</li> <li>・心身に重大な被害を負った場合</li> <li>・金品等に重大な被害を被った場合</li> <li>・精神性の疾患を発症した場合</li> <li>・いじめを理由に転校・退学等を余儀なくされた場合 など</li> </ul>	
	<p>2</p> <p>第 2 号に規定の「<b>相当の期間</b>」について <b>年間 30 日を目安</b>とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席し、児童生徒・保護者から「いじめがあり、学校へ行きたくない」などの申立てがあれば、<b>30 日の経過を待たず迅速に調査に着手する（早期調査と迅速な支援）</b>。</p>	
	<p>3</p> <p>上記のほか、<b>児童生徒や保護者からの「申立て」があったとき</b> 児童生徒や保護者から、「いじめにより<b>重大な被害が生じた</b>」という申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」、「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。<b>児童生徒・保護者が、「いじめ」という言葉を使わず、人間関係が原因で心身の異常や変化を訴えた場合も「申立て」である。</b></p> <p>別添 1 「いじめ重大事態に係る申立て」を状況に応じて活用すること。</p>	
判断上の留意点	<p>・【<b>「疑い」も含めて判断</b>】</p> <p><b>重大事態を判断するのは、学校の設置者又は学校</b>であり、特定の教職員のみでの判断ではない。学校の設置者又は学校は、<b>法の定義に則り判断</b>する。</p> <p>「いじめにより<b>重大な被害が生じた疑い</b>」、「いじめにより<b>相当の期間学校を欠席</b>することを余儀なくされている<b>疑い</b>」の段階で、<b>重大事態の発生を判断し報告、調査の義務を負う。事実関係を見定めるとの理由で判断を先延ばししてはならない。</b></p> <p>・【<b>児童生徒が転校・退学したとき</b>】</p> <p>いじめによる転校や退学は、そこに至るほどの精神的な苦痛を受けた可能性があり、生命・心身・財産に対する重大事態が発生した可能性が考えられる。<b>転校や退学したからといっていじめや重大事態がなかったことにせず、適切に対処</b>する。</p> <p>・【<b>重大事態調査の結果、いじめが原因でなかった場合</b>】</p> <p>重大事態調査の結果、<b>いじめと重大な被害との関係が一切認められないという結論が出て、重大事態発生報告の取り下げはできないが、いじめが原因ではなかったという調査結果を報告すればよい。</b></p>	

<p>対象児童生徒・保護者が重大事態調査を望まない場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事態に該当する事案は、<b><u>対象児童生徒・保護者が望まなくても、重大事態調査を行い、併せて対象児童生徒の支援、関係児童生徒の指導及び支援を行う。</u></b></li> <li>・<b><u>調査を望まない場合は、調査方法等を工夫して柔軟に対応する</u></b>ことを対象児童生徒・保護者に丁寧に説明し、理解を得る。</li> <li>・対象児童生徒・保護者が希望すれば、調査の実施や結果を外部に明らかにしないで行うことも可能なため、<b><u>意向を把握した上で、関係児童生徒・保護者の聴き取りを行わずに学校の記録の確認など、事実関係を整理して再発防止の検討を行う</u></b>など、調査方法を工夫して調査を進める。また、<b><u>調査結果報告書を公表しない方法もある。</u></b></li> </ul>
---------------------------------	--

## 4 重大事態の取扱い上の留意点（事案分析による）

<p>法等の理解不足</p>	<p>「いじめ」とは何か、「重大事態」とは何か、法の規定に対する理解が乏しいために、上記のように、適切な対応が図られない状況があった。法に従わない学校の対応は、保護者等からの非難や社会からの信頼低下を招き、その後の調査等にも大きく影響を及ぼすこととなった。</p>
<p>法に則らない都合の良い配慮</p>	<p>学校設置者は、「本来は重大事態とすべきだったが、中学へのスムーズな進学を重視した」等説明した。長期欠席状態であり、保護者からいじめの申立てがなされた段階で速やかに重大事態として調査すべき状況であった。</p>
<p>いじめを背景とした転校</p>	<p>転校時の確認で、いじめではないと判断したが、保護者はいじめが理由で転校したと県に申し立てた。いじめを理由とした転校は、重大事態に該当することが考えられ、適切な対処が求められる。</p> <p>児童は、いじめを受けていると教諭等に相談していたが、教諭自らの判断で「いじめではない」としたことから、適切な対応が図られず、いじめが解消されないまま被害児童は不登校となり、転校する事案が多くある。法の規定する「いじめ」と「重大事態」の正しい理解は、初期段階での組織対応、当該いじめの早期解決に結びつき、重大事態の発生を防止できることを認識する。</p>
<p>加害者側に配慮した</p>	<p>学校は、遺書の内容を裏付ける状況を把握しつつも、「加害生徒にいじめの認識がなく、調査を行えばショックを受ける恐れなどを考慮した」等判断したが、必ずしも「重大事態を認定した」ことが直接的に「いじめであることを認めた」というわけではない。</p> <p>重大事態とは、「疑いがある段階」を指し、完全ないじめかどうか判断がつかない状況でも重大事態の対応が求められることを認識しなければならない。そもそも、いじめに該当するか否かは調査によって明らかにすることであり、法等の規定に反した対応は、社会的に理解されないだけでなく、学校への非難に繋がる。</p>
<p>警察の捜査結果をいじめ判断に反映</p>	<p>自死に至る前、加害生徒による暴行等を把握していた保護者が警察に被害届を提出して、警察が捜査した結果、心理的苦痛を伴ったとされる行為はあったものの、「犯罪行為はない」と判断した。学校は、この結果をもって、「いじめではない」と判断して、重大事態としない事例があった。</p> <p>警察が行ったのは暴行の事実に関する犯罪捜査であり、犯罪行為はないとの判断をもって、いじめ自体が存在しなかったとの解釈はすべきではない。法のいじめの定義は、その解釈が広義であり、嫌がらせや意地悪等の「暴力を伴わないいじめ」であっても、「～しない」という不作為であっても、当該児童生徒が心身の苦痛を感じていれば、法2条に規定する「いじめ」に該当するため、いじめを訴えての自殺事案は、警察の捜査結果に依らず、法に則り重大事態として対応しなければならない。</p>
<p>調査実施が人権侵害になる</p>	<p>自殺未遂をした生徒の保護者が、いじめの疑いを学校に申し立てたが、学校は、重大事態調査の実施が人権侵害に当たるとして、調査を行わないとした事例があった。背景に、自殺未遂をした生徒といじめの加害者とされる生徒との間には、自殺未遂をした生徒が起こした性的トラブルがあり、それを把握していた学校は、重大事態調査を実施すれば、当時の性的トラブルの被害をいじめの加害者とされる生徒に想起させ、人権侵害になる、との判断であった。法には、人権侵害等になることを理由として、重大事態調査をする必要はない等の除外事由は存在しない。本件は、人権やプライバシーに配慮して調査することは可能であり、むしろ、法、基本方針、ガイドラインに即した対応をしないこと自体が、その学校の対応を問われることになる。</p>

## 5 重大事態が発生した際の対応フロー

このフローは、重大事態が発生した際、学校等が、対象児童生徒・保護者、関係児童生徒・保護者、県に対して取るべき措置等を時系列で示したものである。

重大事態発生後のフロー	対象児童生徒・保護者への対応 ⇒9を参照(P12) 調査の対応と並行して、心のケア、必要な支援を行う	関係児童生徒・保護者への対応 ⇒10を参照(P14) いじめを解消するため、指導や支援を継続する	県（私学振興課）への報告等 ⇒6を参照(P8) 重大事態判断の相談対応 県様式による報告を実施
発生後の対応	対象児童生徒のケア、必要な支援 第1回説明 ①重大事態の別・根拠 ②調査の目的 ③調査組織の構成に関する意向の確認 ④調査事項の確認 ⑤調査方法や調査対象者の確認 ⑥窓口担当者や連絡先の説明・紹介 ⑦アンケートの実施	いじめ行為が明らかな場合は、いじめをやめさせ、いじめを解消するため指導や支援を継続的に取り組む	重大事態発生報告書の提出 【県様式1】
調査組織の設置	⇒7を参照(P9)		調査組織の構成を報告 ※設置に関する相談可
調査開始前	第2回説明 ①調査の根拠、目的 ②調査組織の構成 ③調査時期・期間 ④調査事項・調査対象 ⑤調査方法（アンケート調査の様式、聴き取り方法・手順） ⑥調査結果の提供 ⑦調査終了後の対応	左と同内容の説明 個人情報の利用目的 調査結果の提供説明	
調査開始	⇒8を参照(P11)		重大事態調査開始報告書の提出 【県様式2】
調査中	進捗等の経過説明	アンケート、ヒアリング等	適宜報告 ※概ね2か月に1回
調査終了時	調査結果説明 ・個人情報保護法や児童生徒のプライバシーや人権に配慮 ・事実関係・学校の対処・再発防止策 公表の意向確認 所見書の説明	いじめを行った児童生徒に調査結果を説明 ・対象児童生徒の説明を先行 ・対象児童生徒・保護者の要望があれば、該当箇所を踏まえて説明（自身に関する部分など）	
報告等	⇒6,11を参照(P8, P15)		調査結果報告書の提出 所見書の提出 【県様式3】

## 6 重大事態発生時等の県への報告

根拠法令	法	・第28条、第31条
	基本方針	・P31～33
	ガイドライン	・第5章 重大事態発生時の対応
重大事態発生 の報告	<p>●学校において重大事態が発生した又は発生した疑いがある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該学校は速やかに、<b>当該学校の設置者に報告</b></li> <li>・学校の設置者及び学校は、神奈川県知事（神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部私学振興課経由）に報告</li> </ul> <p>※ 法で定められており、必ず報告しなければならない</p> <p>●発生時のほか、調査終了までの間、下記のとおり適宜報告</p>	
県への報告		
重大事態 発生時	報告時期	速やかに報告。
	報告要領	<p>県様式1「いじめ重大事態の発生報告書」により、重大事態の概要（報告時点で把握している内容）を報告。</p> <p>当該様式に書ききれない場合などは、別に詳細をまとめるなどのほか、必要な資料等は別に添付すること。</p>
	担当課への相談	<p>発生報告について、判断に迷う場合は、事案概要を県私学振興課教育指導グループ宛に連絡すること。</p> <p><b>連絡先：県私学振興課 045 (210) 3786 (直通)</b></p>
	事案対応への備え	<p>学校等は、重大事態の発生時における速やかな対応を図るため、報告方法、報告を受け付ける担当部署、調査の体制等、対応の流れをあらかじめ定めておく必要がある。</p>
	法の遵守と速やかな報告	<p>発生報告が行われない場合、法に違反するだけでなく、県私学振興課による学校の設置者及び学校に対する助言や支援等の対応に遅れを生じさせることとなる。</p> <p>対応の遅れにより重篤な事態に発展する危険性ははらんでいる。</p>
調査組織 決定時	報告時期	<b>調査組織が決定した段階で、組織の構成を県に報告。</b>
	報告要領	報告様式等はないため、電話、電子メール等、適切な方法による。
調査開始 時	報告時期	調査開始前
	報告要領	県様式2「いじめ重大事態調査の開始に関する報告書」により報告。
調査中	報告時期	進捗状況について、 <b>概ね2か月に1回、県に報告。</b>
調査終了 時	報告時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所見書がない場合・・・調査報告説明終了後、速やかに報告</li> <li>・所見書がある場合・・・調査報告の説明が終了し、かつ、所見書の提出を受けた後、速やかに報告</li> </ul>
	報告要領	県様式3「いじめ重大事態の調査報告書について」により報告。

## 7 重大事態の調査主体及び調査組織について

根拠法令	法	・第28条第1項、第22条、第23条
	基本方針	・P33～34
	ガイドライン	・第6章 調査組織の設置
調査主体と調査組織	学校は、重大事態が発生又は発生した疑いがある場合、直ちに学校を設置する学校法人に報告し、学校法人は、調査主体、調査組織について判断する。	
調査主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>学校が主体</b>の場合と、<b>学校の設置者が主体</b>の場合が考えられる。</li> <li>・ 学校の設置者が調査をすべきとされているものは以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校主体の調査では、<b>重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られない</b>と判断する場合</li> <li>・ 学校主体の調査では、<b>学校の教育活動に支障が生じるおそれ</b>がある場合</li> </ul> </li> </ul>	
調査組織の種類		
学校の設置者主体	教育委員会等方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>学校の設置者の職員</b>のほか、必要に応じて、弁護士、医師等の専門家が参画した調査組織。</li> <li>・ 公平性・中立性を確保する観点から、<b>第三者性が確保された調査組織となるよう努める。</b></li> </ul>
	第三者委員会方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>全ての調査委員が第三者で構成された調査組織。</b></li> <li>・ 事務局機能は一般的には、学校の設置者の担当部局が担う。</li> </ul>
学校主体	学校いじめ対策組織方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>学校いじめ対策組織の職員</b>のほか、必要に応じて、弁護士、医師等の専門家が参画した調査組織。</li> <li>・ 公平性・中立性を確保する観点から、<b>第三者性が確保された調査組織となるよう努める。</b></li> </ul>
	第三者委員会方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>全ての調査委員が第三者で構成された調査組織。</b></li> <li>・ 事務局機能は学校内において重大事態と直接関係のない職員が担うことが考えられる。</li> </ul>
調査組織の構成の検討	特段の事情がある場合を除いて、 <b>第三者を加えた調査組織となるよう努める。</b>	
	<p>専門的見地からの詳細な事実関係の確認や調査組織の公平性・中立性を確保する必要性が高く、調査組織の構成について特に熟慮する必要性が高い重大事態は以下のとおり</p> <p>① 対象児童生徒が<b>死亡しており、自殺又は自殺が疑われる重大事態</b></p> <p>② 対象児童生徒と関係児童生徒の間で被害と加害が錯綜しているなど<b>事案が複雑であり、詳細に事実関係を明らかにすることが難しい重大事態</b></p> <p>③ これまでの経緯から学校の対応に課題があったことが明らかであるなど学校と関係する児童生徒の保護者等との間に<b>不信感が生まれてしまっている重大事態</b></p> <p>※ これらに該当しない事案であっても、専門的見地からの詳細な事実関係の確認や調査組織の公平性・中立性を確保する必要性が高いと考えられる事案については、専門家及び第三者の参画を積極的に検討することが望ましい。</p>	
	専門家	法律、医療、教育、心理、福祉等の専門的知識及び経験を有するものであり、具体的には、 <b>弁護士や医師、学識経験者、心理・福祉の専門家等</b> が想定される。
	第三者	基本方針において、 <b>当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者</b> と示している。
	学校の顧問弁護士	「 <b>専門家</b> 」ではあるが、「 <b>第三者</b> 」として委員となるのは適切ではないため、別の第三者を確保する。

ポイント	<p>調査組織の構成は、その後の調査結果に大きく左右するもので、非常に重要である。委員の選定は、学校や設置者が選定するが、公平性・中立性を保つことを前提とし、<b>対象児童生徒・保護者に説明して納得が得られる体制を構築すること。</b></p> <p>再調査になる場合の例として、ガイドラインでは、「調査組織の事前説明がなく、かつ、納得していない場合」とされている。これは、<b>十分な調査を行っても、調査前に説明していない、納得していない、という理由から再調査が必要となる</b>ことが考えられる。</p>
職能団体への依頼	<p>職能団体への依頼が必要な際は、<b>各団体の連絡先を教示するので、私学振興課に連絡すること。</b></p>

## 8 事実関係を明確にするための調査の実施

根拠法令	法	・第28条
	基本方針	・P31～39
	ガイドライン	・第8章 重大事態調査の進め方
ガイドラインに則して実施	詳細はガイドライン「第8章 重大事態調査の進め方」を参照のこと 第1節 調査の進め方についての事前検討 第2節 調査の実施 第3節 調査報告書の作成	
調査の事前検討	最初に、調査の進め方やその実施に必要な体制整備と調査期間の見通しについて検討し、調査組織を構成する調査委員の間で共通理解を図る。	
	事前に確認・検討すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査の目的・趣旨</li> <li>・調査すべき事案の特定、調査事項の確認</li> <li>・調査方法やスケジュール</li> <li>・調査に当たっての体制（第三者委員会と事務局の役割分担等）</li> <li>・調査結果の公表の有無、在り方</li> </ul>
調査の流れ	調査の進め方、スケジュールは調査組織において決定する。例えば、以下のような流れが想定される。	
	① 学校の組織体制等の基本情報の把握及びこれまで作成している対応記録等の確認（調査の初期段階で確認する必要がある文書等）	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該学校の生徒指導体制、校務分掌等の組織体制が分かる資料</li> <li>・学校いじめ防止基本方針</li> <li>・年間の指導計画</li> <li>・学校に設置される各委員会の議事録</li> <li>・過去のアンケート、面談記録</li> </ul>	
	② 対象児童生徒・保護者からの聴き取り	
	③ 聴き取りやアンケート調査等の実施	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員からの聴き取り</li> <li>・関係児童生徒からの聴き取りやアンケート調査の実施</li> <li>・学校以外の関係機関への聴き取り（医療機関、福祉部局や人権関係部局等これまで当該事案に対応していた学校以外の機関があれば聴き取りを依頼（※先方は守秘義務が課されていることが一般的であり、その範囲内での対応となることに留意が必要。また、保護者との相談も必要。）</li> </ul>	
	④ 事実関係の整理（必要があれば追加で聴き取り等を実施）	
⑤ 整理した事実関係を踏まえた評価、再発防止策の検討		
⑥ 報告書の作成、取りまとめ		

## 9 対象児童生徒・保護者への説明

根拠法令	法	・第28条
	基本方針	・P31～P39
	ガイドライン	・第7章 第1節 事前説明等を行うに当たっての準備 第2節 対象児童生徒・保護者等に対する事前説明 ・第9章 第1節 対象児童生徒・保護者への調査結果の説明
丁寧な説明	<p><b>調査を始める前に対象児童生徒・保護者への事前説明</b>を行う。</p> <p>調査についての認識のすり合わせや共通理解を図ることが円滑に調査を進めることにつながるため、<b>2段階（①重大事態判断後、②調査実施前）に分けて行うことが望ましい</b>とされている。重大事態発生時の初動対応においては、特に、<b>対象児童生徒・保護者との情報共有が重要</b>であり、過去にはこれを省略して調査結果に理解を得られず、追加調査や再調査が必要となった事例がある。</p> <p>また、<b>調査途中に経過報告</b>を行うことから、事務局をはじめ学校等は<b>進捗状況の把握に努める</b>こと。<b>さらに、調査終了時に調査結果の説明</b>を行うこと。</p> <p>これに限らず、<b>必要な際には、適時適切な説明</b>を行うこと。</p>	
説明時期と説明事項	重大事態と判断後	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 重大事態の別・根拠</li> <li>② 調査の目的</li> <li>③ 調査組織の構成に関する意向の確認</li> <li>④ 調査事項の確認</li> <li>⑤ 調査方法や調査対象者についての確認</li> <li>⑥ 窓口となる担当者や連絡先の説明・紹介</li> <li>⑦ <b>アンケート実施の意向確認</b> ※ ⇒ポイントへ</li> </ol>
	調査実施前 (調査を行う体制が整った段階)	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 調査の根拠、目的</li> <li>② 調査組織の構成</li> <li>③ 調査時期・期間（スケジュール、定期報告）</li> <li>④ 調査事項・調査対象</li> <li>⑤ 調査方法（アンケート調査の様式、聴き取り方法・手順）</li> <li>⑥ 調査結果の提供</li> <li>⑦ 調査終了後の対応</li> </ol>
	調査中適宜	調査の進捗等の経過報告 <b>(要望・意見を受けたら調査組織に情報共有)</b>
	調査結果の説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査に係る情報提供及び調査結果の説明を適切に行う。</li> <li>・説明は、調査報告書又は概要版を提示又は提供し、口頭で説明。</li> <li>・個人情報保護や児童生徒のプライバシーや人権に配慮し、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・確認された事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）</li> <li>・学校及び学校の設置者の対応の検証</li> <li>・当該事案への対処及び再発防止策</li> </ul> </li> </ul> <p>等を説明。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・説明後、調査報告書の記載内容について修正を求められ、調査組織が対応した事例がある。ガイドラインでは、「聴き取った内容を調査報告書にまとめる際に、事実関係の認定に係る部分等について『この記載で相違ないか』という視点で報告書を取りまとめる前に記載のある児童生徒・保護者に対して確認をとることも考えられる。」とされている。</li> </ul>
	所見書の提出	<p>上記説明に併せて、重大事態調査結果を県知事に報告する際に、所見書を提出することができることを対象児童生徒・保護者に説明する。</p> <p>所見書を提出する意向があるかの確認、所見書を提出を希望する場合は、提出期限の目安を示すことが望ましい。</p>

	追加調査	調査報告書に対し、事前確認事項の調査漏れがある場合や、調査中に新たに調査事項が出た場合は、対象児童生徒・保護者の意向を確認して、調査主体又は調査組織の判断で、追加調査を行うことが望ましい。
ポイント	※アンケート実施の意向確認	調査組織の委員構成まで時間を要し、調査開始が当該事案の発生から相当期間が経過することが散見され、時間経過とともに関係児童生徒の記憶が変容、曖昧になるなど正確な情報を得にくくなる。 そのため <b>学校は、調査組織に先行して、アンケート調査の実施</b> を心掛ける。 アンケートを実施する際は、事前に対象児童生徒・保護者の意向を確認し、聴取する項目等を整理し、アンケート調査対象となる児童生徒・保護者に丁寧な説明を行うこと。 アンケート様式の例は別添2のとおり。
	調査目的を丁寧に説明	重大事態の調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校や設置者が <b>事実関係を可能な限り明らかにし、当該事態への対処及び同種の事態の再発防止策を講ずるもの</b> である。 対象児童生徒・保護者が関係児童生徒に対して強い懲罰感情を抱く場合が散見されるが、上記の目的を丁寧に説明して、理解を求めておくこと。
	十分な調査結果が出るとは限らない	調査は、 <b>関係者の任意の協力を前提とした調査</b> であり、事実関係が <b>全て明らかにならない場合や重大な被害といじめとの関係性について確実なことがいえないことも想定される</b> ことを事前に説明し、理解を得ること。 事実関係を明らかにする上で、特に関係児童生徒の聴き取り調査は重要であり、調査を前提とするものの、関係児童生徒の協力が得られない等の理由から、聴き取り調査ができない場合もあることを必ず説明すること。 調査結果が出てから、調査に対する不備や調査不足等の指摘を受けることのないように、適時適切な説明を行うこと。
	被害生徒側への配慮	基本方針やガイドラインでは、 <b>対象児童生徒・保護者への説明や配慮などが非常に重視</b> されており、調査についても対象児童・生徒保護者に相談、経過報告等 <b>寄り添った対応が求められている</b> 。
	調査や公表を望まない場合でも調査実施  ※【再掲】 「3重大事態とは」	・重大事態に該当する事案は、 <b>対象児童生徒・保護者が望まなくても、重大事態調査を行い、併せて対象児童生徒の支援、関係児童生徒の指導及び支援を行う。</b> ・ <b>調査を望まない場合は、調査方法等を工夫して柔軟に対応する</b> ことを対象児童生徒・保護者に丁寧に説明する。 ・対象児童生徒・保護者が希望すれば、調査の実施や結果を外部に明らかにしないで行うことも可能なため、 <b>意向を把握した上で、関係児童生徒・保護者の聴き取りを行わずに、学校の記録の確認などにより事実関係を整理して再発防止の検討を行う</b> など、調査方法を工夫して調査を進める。また、 <b>調査結果報告書を公表しない方法もある。</b> ・調査によって、児童生徒が新たな負担感や不安感を感じたり、調査による二次被害が発生したりすることは避けなければならないが、聴き取り方等の工夫を行い、可能な範囲で情報を収集する。

## 10 関係児童生徒・保護者に対する説明等

根拠法令	法	・第28条
	基本方針	・P38～39
	ガイドライン	・第7章 第3節 関係児童生徒・保護者に対する説明等 ・第9章 第2節 いじめを行った児童生徒・保護者への調査結果の説明
説明の実施	調査実施前	<p>関係児童生徒・保護者に対しても事前の説明が必要である。重大事態調査は関係者の協力を前提とした調査であり、詳細な事実関係の確認を行うためには、関係児童生徒や保護者等の協力が重要となる。</p> <p>基本的には、「対象児童生徒・保護者に対する調査実施前の説明事項」を説明する。その際、意見の聴き取り、調整も考えられる。</p> <p>特に、<b>調査結果を取りまとめた調査報告書は、対象児童生徒・保護者に提示又は提供、説明を行うことになる</b>ので、関係児童生徒・保護者に対し<b>聴き取り調査等の実施前にそのことを説明</b>すること。</p> <p><b>関係児童生徒・保護者への説明は</b>、対象児童生徒・保護者の意向等を踏まえて行う必要があるため、<b>実務上は対象児童生徒・保護者の説明後</b>となる。</p>
	調査終了後の説明	<p>学校の設置者及び学校は、対象児童生徒・保護者に説明した方針に沿って、<b>いじめを行った児童生徒・保護者に対しても調査報告書の内容について説明を行う</b>。</p> <p>その際、対象児童生徒・保護者から自身に関する記載部分について事前に要望があれば、その意向を踏まえて、<b>該当箇所は伏せるなどの処理を行った上</b>で、調査報告書の提示又は提供、説明を行うことが必要である。学校は、調査方法等のプロセスを含め、認定された事実を丁寧に伝える必要がある。</p>
ポイント	調査終了後の説明順序	<p>上記の要望箇所を伏せるなどの処理が必要なため、<b>説明する順序</b>は、 <b>①対象児童生徒・保護者</b> <b>②いじめを行った児童生徒・保護者</b> が基本となる。</p>
	誤った事例	<p>対象児童生徒・保護者との日程調整がうまくいかず、先にいじめを行った児童生徒・保護者に説明した事例があるが、対象児童生徒・保護者の感情を損なうばかりか、本来はいじめを行った児童生徒・保護者に伝えて欲しくない内容も伝えたことにより、学校や調査組織の不信感につながった。</p> <p>対象児童生徒・保護者の要望や意向を踏まえて、該当箇所は伏せるなどの処理を行った上で説明する必要がある。</p>

## 11 県への報告、公表等

根拠法令	法	・第31条
	基本方針	・P39
	ガイドライン	・第9章 第3節 地方公共団体の長等への報告及び公表
県知事へ報告	調査報告書を県知事に提出すること。 なお、調査報告書は、私学振興課を通じて文部科学省に対して提供を行う。	
報告書の公表	考え方	調査報告書の公表は、当該学校やその関係者だけでなく社会に対して事実関係を正確に伝え、憶測や誤解を生まないようにするとともに、社会全体でいじめ防止対策について考える契機ともなる。 他方で、個人が特定されたり、本人が秘匿しておきたい情報が明らかになったりすることで、新たな二次被害や児童生徒の健全な発達に影響があってはならない。
	総合的に勘案	公表するか否か、学校の設置者及び学校として、当該事案の内容や重大性、対象児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を <b>総合的に勘案して、適切に判断</b> する。個人情報保護法や情報公開条例等に基づいた対応を行った上で <b>特段の支障がなければ公表することが望ましい</b> 。
	公表する場合	報道機関等の <b>外部に公表する場合</b> 、児童生徒の個人情報保護やプライバシーの観点から、個人情報保護法や神奈川県情報公開条例の不開示となる情報等を参考にし、 <b>公表を行うべきではないと判断した部分を除いた部分を適切に整理</b> すること。 公表に際しては、 <b>調査結果報告書に記載のある児童生徒及びその保護者に公表版を事前に提示する</b> などして確認を行うこと。
	公表しない場合	報道機関等の外部に公表しない場合であっても、学校の設置者及び学校は、再発防止に向けて、 <b>調査報告書の内容について、他の関係児童生徒・保護者等に対しても説明を行う</b> ことが考えられる。
調査結果を踏まえた対応	校内での共有	調査報告書において指摘された再発防止策は、 <b>具現化されないと意味がない</b> 。当該学校や学校の設置者は、調査報告書の内容及び提言された再発防止策について真摯に受け止め、いじめの防止及び早期発見・早期対応及び組織的対応の徹底など、これまでの対応の見直し、再発防止策の確実な実施に取り組まなければならない。 そのため、 <b>調査報告書は学校教職員に共有</b> したうえで、再発防止策の実施をすること、また、人事異動等や時間の経過とともに再発防止策等が軽んじられることのないように、学校の設置者及び学校等の組織として継続的に取り組むことが求められる。

いじめ重大事態の発生報告書

年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地  
学校法人名  
理事長名

いじめ防止対策推進法第28条第1項に該当する重大事態が発生しましたので、同法第31条第1項の規定により、次のとおり報告します。

学校名（校長名）	学校（校長）
学校の概要	児童生徒数： 学級数： 教職員数
重大事態の別	1号事案      2号事案      両方
対象児童生徒 （被害者とされる児童生徒）	第 学年（男・女） 氏名
関係児童生徒 （加害者とされる児童生徒）	第 学年（男・女） 氏名
	第 学年（男・女） 氏名
	第 学年（男・女） 氏名
疑われる被害の状況、経緯	
対象児童生徒・保護者の現状 （学校生活、家庭環境、健康状況 など）	
重大事態に該当すると判断した根拠	
今後の対応、相談したいこと、 その他特記事項	

いじめ重大事態の発生報告書

○年○月○日

神奈川県知事 殿

所在地 ○○市○○ ○番地  
 学校法人名 学校法人○○学園  
 理事長名 ○○ ○○

いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項に該当する重大事態が発生しましたので、同法第 31 条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

学校名（校長名）	○○○○学校（校長 ○○ ○○ ）
学校の概要	児童生徒数：○○人 学級数：○○学級 教職員数：○○人
重大事態の別	1号事案 <u>2号事案</u> 両方
対象児童生徒 （被害者とされる児童生徒）	第○学年（ <u>男</u> ）・女） 氏名 ○○ ○○ ※報告時の学年を記載してください。
関係児童生徒 （加害者とされる児童生徒）	第○学年（ <u>男</u> ）・女） 氏名 ○○ ○○
	第○学年（ <u>男</u> ）・女） 氏名 ○○ ○○
	第○学年（ <u>男</u> ）・女） 氏名 ○○ ○○
疑われる被害の状況、経緯	上記対象生徒は、上記関係生徒らが令和○年○月ころに書き込んだ SNS 上における悪口、脅し文句によって精神的苦痛を受けた疑いがある。
対象児童生徒・保護者の現状 （学校生活、家庭環境、健康状況など）	上記の精神的苦痛により、○年○月○日から現在に至るまで、登校できない状態にあると疑われる。 （欠席日数○日）
重大事態に該当すると判断した根拠	1 SNS 上における悪口、脅し文句の書込みは、いじめ行為であると推認される。 2 上記対象生徒は、いじめと推認される行為により 30 日を超過する期間欠席することを余儀なくされている疑いがある。
今後の対応、相談したいこと、その他特記事項	調査組織について、学校いじめ対策組織方式で行うことを、対象生徒・保護者に確認した。 （調査組織について、対象生徒・保護者の要望を受け、第三者委員会方式で行う予定である。）



いじめ重大事態調査の開始に関する報告書

年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地  
学校法人名  
理事長名

いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項の規定により行う調査について、その開始を次のとおり報告します。

学校名 (校長名)	学校 (校長 )
調査の開始日 (調査委員会の初回開催日)	令和〇年 〇月 〇日
調査主体	学校 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">学校の設置者</span>
調査組織の別	学校いじめ対策組織方式 (学校いじめ対策組織が中心) <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">第三者委員会方式 (すべて第三者で構成)</span>
調査委員の構成状況 (肩書きや役割、人数など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 臨床心理士 (座長) 1 名</li> <li>・ 弁護士 1 名</li> <li>・ 学識経験者 1 名</li> </ul>
調査終了目途	令和〇年 〇月
対象児童生徒・保護者や、関係児童生徒・保護者への調査に関する説明状況 (対象児童生徒・保護者が調査に関してどのように受け止めているのかなどあれば、合わせて記載)	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">対象児童生徒・保護者</div> <p>令和〇年〇月〇日の申立て時点で意向を確認し、同年〇月〇日に調査委員の構成を説明し、承諾を得た。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">関係児童生徒・保護者</div> <p>令和〇年〇月〇日に調査委員の構成を説明し、承諾を得た。</p>
相談したいこと、その他特記事項	

## いじめ重大事態の調査報告書について

年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地

学校法人名

理事長名

いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定により行った調査について、別添のとおり報告します。

なお、対象児童生徒・保護者による所見書について、

- 提出がありましたので、添付します。
- 提出はありませんでした。

※いずれかにレ点 (☑) を付すこと

1 調査報告書の説明について

対象児童生徒・ 保護者	【説明方法】(資料提示、説明方法等)
関係児童生徒・ 保護者	【説明方法】(資料提示、説明方法等)

2 所見書がない場合

所見書の説明	実 施 ・ 未実施
未提出の意思確認	実 施 ・ 未実施
提出しない理由	

3 公表について

実施予定	実施方法	学校HPに掲載・記者発表 その他 ( )
未実施予定	未実施の理由	

いじめ重大事態の調査報告書について

年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地 ○○市○○ ○番地

学校法人名 学校法人○○学園

理事長名 ○○ ○○

いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定により行った調査について、別添のとおり報告します。

なお、対象児童生徒・保護者による所見書について、

提出がありましたので、添付します。

提出はありませんでした。

※いずれかにレ点 (  ) を付すこと

1 調査報告書の説明について

対象児童生徒・ 保護者	<p>【説明方法】(資料提示、説明方法等) (※以下は記載例であり、状況に応じて記載する)</p> <p>対象児童及び保護者に来校を求め、〇〇が調査報告書を提示しながら、調査結果の詳細について説明した。</p> <p>〇〇及び〇〇が対象児童宅を訪問し、児童及び保護者に対して調査報告書を提示しながら、調査結果の詳細について説明した。</p> <p>調査結果について、理解が得られた。</p> <p>所見書の説明をした際、提出するとのことから、提出期限を示した。</p>
関係児童生徒・ 保護者	<p>【説明方法】(資料提示、説明方法等) (※以下は記載例であり、状況に応じて記載する)</p> <p>関係児童及び保護者に来校を求め、〇〇が調査報告書を提示しながら、調査結果の詳細について説明した。</p>

2 所見書がない場合 (※以下は記載例のため、他の記載例との状況に反する)

所見書の説明	実施 ・ 未実施
未提出の意思確認	実施 ・ 未実施
提出しない理由	被害児童保護者は、「調査がしっかりと行われており、特に意見はない」とのことであった。

3 公表について (※以下は記載例のため、他の記載例との状況に反する)

実施予定	実施方法	学校HPに掲載 ・ 記者発表 その他 ( )
未実施予定	未実施の理由	対象児童保護者は、他の児童や保護者等には、本事案を一切伏せて欲しいとの申立てがあったため。

## いじめ重大事態に係る申立て

下記のとおり、いじめにより重大な被害が生じた疑いがあることを申し立てます。

1 申立日

令和 年 月 日

この様式は、保護者に具体的に記入してもらい、申立てを受ける際に円滑な意思疎通を図るために活用。児童生徒等が記入するほか、話を聴き取った教職員等が代わりに記入し、その内容を児童生徒等に確認することにも使用する。

2 いじめを受けた児童生徒に関する情報

学 校 名	
学 年 ・ 組	年 組
児童生徒氏名	
保護者氏名	

3 いじめ重大事態の概要・経緯

(1) いじめ重大事態の種類（該当する項目すべてにチェックしてください。）

1号重大事態

- 生命に重大な被害が生じた疑いがある
- 心身に重大な被害が生じた疑いがある
- 財産に重大な被害が生じた疑いがある

診断書の有無	有・無	(有の場合) 診断名	
--------	-----	---------------	--

警察への被害届 提出の有無	有・無	(届出した場合) 警察署名	
------------------	-----	------------------	--

2号重大事態

- 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある

欠席の状況	
-------	--

※ 欠席日数や時期等、分かる範囲で記入してください。

(2) いじめの概要等

時期	いじめの概要

※ 発生時期や場所、関係する児童生徒、いじめの内容等が分かるように記載してください。

4 調査に関する希望（該当するもの全てにチェックしてください。）

聴き取りをしてほしい児童生徒等

- いじめを行った児童生徒
- その他関係する全ての児童生徒（クラス、学年、全校生徒等）
- 関係する全ての教職員
- その他

具体の児童生徒名等

5 調査への協力可否

- いじめを受けた児童生徒からの聴き取り
- いじめを受けた児童生徒保護者からの聴き取り

6 その他要望

令和 年 月 日 申立者氏名 \_\_\_\_\_

【参考】

重大事態調査の目的

重大事態の調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校や設置者が可能な限り事実関係を明らかにすることで当該事態と同種の事態の発生防止を図るものである。

※ なお、調査は、関係者の任意の協力のもとで行うものであり、事実関係を全て明らかにすることが難しい場合もある

〇〇年(クラス)へのアンケート

- ・このアンケートは、いじめをしらべるためのアンケートです。
- ・学校がくわしいできごとを知り、いじめをなくすために答えてもらうものです。
- ・あなたが書いたことは、先生たちやいじめを調べる人たちだけが見ます。
- ・だれが書いたことなのか、名前をほかの人には教えません。知っていることを、正直に書いてください。
- ・今、書くことができなければ、一度家に持ち帰ってから答えても良いです。
- ・先生にそうだんしたいことがあれば、〇〇にれんらくしてください。

年 組 番 氏名

---

項目	質 問	回 答	くわしく知っていることがあれば書いてください。
1	〇〇さんについて、△△のころ、何かかわったようがありましたか？	はい・いいえ	
2	〇〇さんについて、△△のころ、あなたはどんなことを話したり、どんな遊びをしましたか？	/	
3	〇〇さんについて、△△のころ、(いじめの被害を記載)を見たり聞いたりしたことがありますか？	はい・いいえ	
4	〇〇さんについて、▲▲のころ、(いじめの被害を記載)を見たり聞いたりしたことがありますか？	はい・いいえ	
5	〇〇さんについて、■■のころ、(いじめの被害を記載)を見たり聞いたりしたことがありますか？	はい・いいえ	
6	ほかに、〇〇さんがつらそうにしたり、かなしそうなようすを見たり聞いたりしたことがありますか？	はい・いいえ	
7	〇〇さんについて、気になることはありますか？	はい・いいえ	
8	今のクラス(学年、学校)のようすで、気になることはありますか？	はい・いいえ	
9	そのほか、何か先生に伝えたいことがあれば自由に書いてください。	/	

〇〇年（クラス）へのアンケート

- ・このアンケートは、いじめ調査に関するアンケートです。いじめ調査は、学校が詳しい出来事を把握し、いじめ行為への対処や同じことが起こらないようにすることを目的としています。
- ・回答内容は、学校や県の調査委員会や調査の関係者でのみ共有されます。あなたの名前など個人がわかる情報が公表されることは決してありません。自分が知っていることについて、正直に回答してください。
- ・この場で回答ができない場合は、一度持ち帰ってから回答しても構いません。また、個別に相談がある場合は、〇〇に連絡してください。

年 組 番 氏名

---

項目	質 問	回 答	さらに詳しく知っていることがあれば、書いてください。
1	〇〇さんについて、△△のころ、何か変わった様子を感じましたか？	はい・いいえ	
2	〇〇さんについて、△△のころ、あなたはどのように接していましたか？どんなことを話したり、遊んだりしましたか？	/	
3	〇〇さんについて、△△のころ、 <b>（いじめの被害を記載）</b> を見たり聞いたりしたことがありますか？	はい・いいえ	
4	〇〇さんについて、▲▲のころ、 <b>（いじめの被害を記載）</b> を見たり聞いたりしたことがありますか？	はい・いいえ	
5	〇〇さんについて、■ ■のころ、 <b>（いじめの被害を記載）</b> を見たり聞いたりしたことがありますか？	はい・いいえ	
6	ほかに、〇〇さんが苦痛を感じていると思われる場面を見たり聞いたりしたことがありますか？	はい・いいえ	
7	〇〇さんについて、気になることはありますか？	はい・いいえ	
8	現在のクラス（学年、学校）の様子で、気になることはありますか？	はい・いいえ	
9	そのほか、何か先生に伝えたいことがあれば自由に書いてください。	/	